

## 議事要旨(1)企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長より、本公開草案は本日公表議決を予定している旨、説明がなされた。引き続き、秋葉主席研究員及び豊田主任研究員より、前回の委員会での議論を受けて修正した「コメントの募集(案)」、「企業結合に関する会計基準(案)」、「連結財務諸表に関する会計基準(案)」、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正(案)」、「事業分離等に関する会計基準(案)」、「持分法に関する会計基準(案)」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」について、説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ・ 企業結合会計基準案の「結論の背景」(第88項)における段階取得について、これまでの考え方(第86項)も有力であることを記載されたが、さらに「これまでの考え方を改める積極的な理由は見出せない」などといった表現としてはどうか、また、個別財務諸表の取扱いについては、連単分離や税制への対応も含めて今後どのように取り組んでいくのかという意見があった。事務局から、前者については、短期プロジェクトという中で十分に検討された表現でありこのままとしたいこと、後者については、「コメントの募集」へ明瞭に記載しており、今後もコメントを受けて会計処理を検討していく予定であるが、制度への対応についてはASBJの役割の範囲を超えることになる旨の回答があった。
- ・ 企業結合会計基準案の段階取得の考え方について、現行の連結原則でも支配獲得日に全面時価評価法を適用するという考え方がとられていること、現行の企業結合でもパーチェス法の取得原価について連結と整合するように個別の取扱いが定められていることと、今回、対価の時価の測定日を企業結合日とする考え方がとられていることから、これらの帰結として考えることもできる旨の意見があった。
- ・ 連結会計基準案の「連結損益計算書の表示方法」(第71項)における少数株主損益調整前当期純利益を表示する理由について、国際比較を容易にする旨を記載されたが、これは財務諸表の表示プロジェクトにて検討すべきではないかという意見があった。事務局から、他の表示項目はそのままであり、これまでの考え方を変えるものではないが、今回の改正とは関連しないのではないかという意見があったことについて追記する旨の回答があった。
- ・ 企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理等の一連の改正をより理解しやすくするために、基準の最終確定までには関連する定め相互参照方法を検討した方がよいのではないかという意見があった。事務局から、基準の最終確定までには検討したい旨の回答があった。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ・ 技術革新が進んでいる現在においては、企業結合時には価値を見込んで受け入れた資産であってもその後短期間のうちに利用できなくなるということもありうる。このような場合には、通常は減損の対象として取り扱われることになるが、実務的にはいわゆる暫定処理との関係でも取扱いを検討すべきではないかと思われる。基準の最終確定までには、これらの点も検討した方がよいのではないかという意見があった。事務局から、公開草案のコメントとして、同種の意見があれば基準の最終確定までには検討したい旨の回答があった。

その後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任する前提で、出席者 12 名全員の賛成により、本公開草案の公表が承認された。

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。